

事業者提案事業を募集します

1. 事業者提案事業とは

公民連携（以下、PPP）の一環であり、歳出削減、歳入増加、職員の業務負担軽減、サービス向上など資産の有効活用を目的として、新たなサービスを民間事業者（NPOなども含む）から提案していただく事業です。

2. 3つの提案条件

提案は以下の3条件を満たすものに限ります。

- 1) 市や市民にとって、新たな負担増とならないこと
- 2) 市、市民のいずれかに必ずメリットがあること（単純な営業活動は認めない）
- 3) 法令により、市がすべき事業とされていないこと
※法令で可能とされるものでも、市が直接実施すると判断するものは対象外とします。

3. 対象とするもの

全ての公共施設（公園、道路などインフラ施設を含む）、**事業を対象**とします。

公共施設を所管していない課であっても、PPPにより事業改善や新たなサービス提供を図ることも目的としています。ただし、法令に基づき市が直接実施しなければならないものは除きます。

4. 募集方法

「テーマ型提案」と「フリー型提案」2つの方法により提案を募ります。

テーマ型提案： 市が解決したい課題やPPPを図りたい事業を公表し、その課題解決等の提案を受けるものです。

フリー型提案： 事業者のアイデアやノウハウを活かし、市が導入していないサービス等について自由な提案を受けるものです。

5. 事業化までの工程

応募・選考前に一定期間の事前相談期間を設け、事業化の可能性について相談する機会を設けてさせていただきます。

この事前相談期間中は、資産活用担当が窓口となって相談を受け、該当各課に「事業化の可否」「データの提供依頼」などを行います。ここで、事業化が難しいと判断された場合は、提案者に対して回答します。事業化の可能性があると判断できたものは、継続して相談を受けけます。なお、この期間中に頂いた提案及び協議内容等は一切公表致しません。

6. 選考方法、詳細協議、契約手法

書類確認のうえ、審査対象として有効とした提案についてプレゼンテーションをしていただき、他事業者では行えない独自の事業が総合的に評価して、協議対象提案の決定を行います。

協議対象として採用された提案は実施に向けた詳細協議を行い、条件が整い次第、契約や協定の取り交わしを行い事業開始となります。※協議の結果、提案不採用という可能性もあります。

なお、契約手法は随意契約とします。（同様の提案があった場合は、各提案者に競争相手がいることを伝えた上でプロポーザル等による選定を行い、第一位優先交渉権者を選定し、協議・契約します。）

7. 事業（契約）期間

特別な事情（建替え等）がない限り、事業期間を定めた募集は行いません。

提案毎に採算が取れる期間が異なることから、事業者の提案に基づき契約期間を設定します。

8. 注意事項

- 1) 提案いただき、選考によって採用となった事業であっても、必ず契約が約束されるものではありません。詳細協議等の結果、不採用となる場合もございます。また、随意契約は地方自治法に基づく要件を満たしていると判断される提案に限ります。
- 2) 事業開始時期は提案ごとに異なります。協議、その他条件が整った提案より実施します。
- 3) 詳細は公募要領をご確認ください。

裏面フロー図をご覧ください

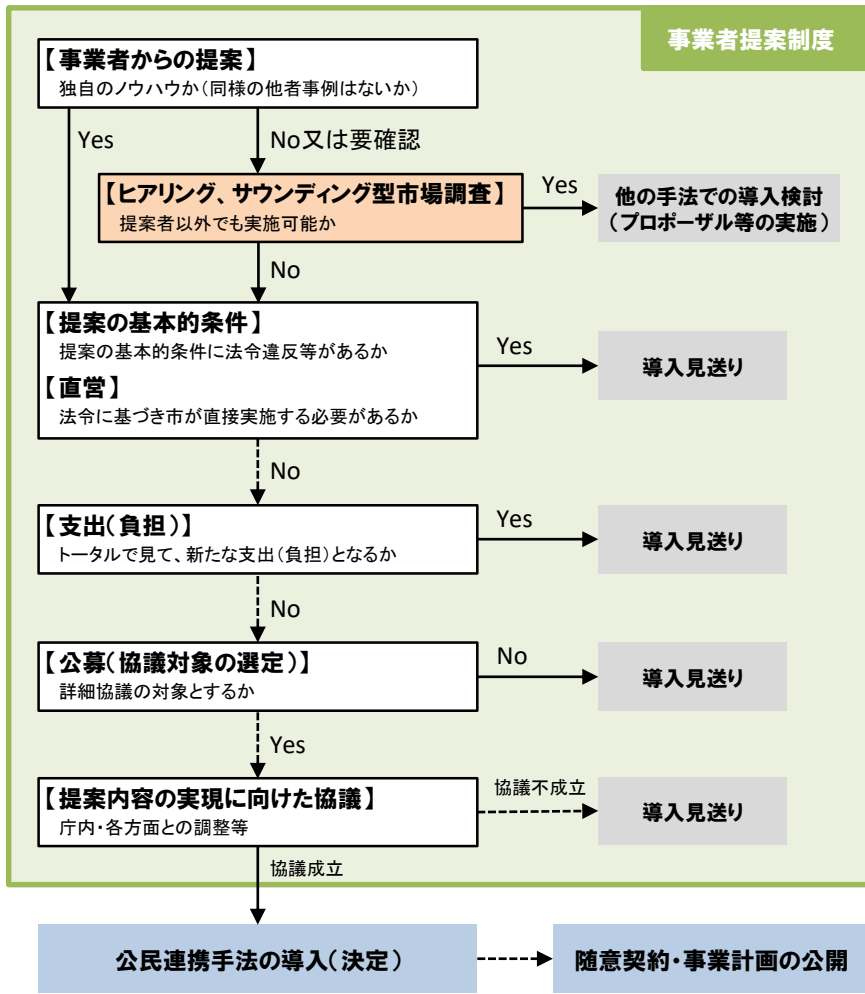
トライアル（実証実験）などのご相談も可能です。

詳しくは年度の公募要領をご覧ください

お問い合わせはコチラへお願いします

政策経営部 政策経営課 資産活用担当：小宮、笠石
TEL：042 - 576 - 2111（内線）327
Mail：shisankatuyou@city.kunitachi.lg.jp

■事業者提案制度全体工程



■事業者提案制度イメージ図

